

基山町ガイダンスセンター建設基本構想

令和7年11月
基山町教育委員会

■基山町ガイダンスセンター建設基本構想 目次

第1章 与条件の整理	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章 施設の規模	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4章 施設の内容の検討	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第5章 建設地の検討	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第6章 スケジュール	・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第7章 まとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・	21

第1章 与条件の整理

ガイダンスセンター建設の基本構想（以下「本構想」という。）を立案するにあたって、前提となる計画、充当する補助金などの交付要件を確認しておく。

ガイダンスセンターは、二つの計画、すなわち基本計画的な位置づけである『基山町歴史的風致維持向上計画（平成31年 以下「向上計画」という。）』ならびに実施計画的な位置づけである『基山地区街なみ環境整備事業整備方針・事業計画（令和2年）』に基づき建設を行うことから、これらの計画に記された内容を確認するとともに、国土交通省の補助メニューである「社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）」の交付要件も確認しておく。

なお、上記二つの計画では、「きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備事業」としているが、ガイダンス機能を持たせる施設であることから、ここでは施設名称をあえて記載せず「ガイダンスセンター」と表記する。

（1）基山町歴史的風致維持向上計画

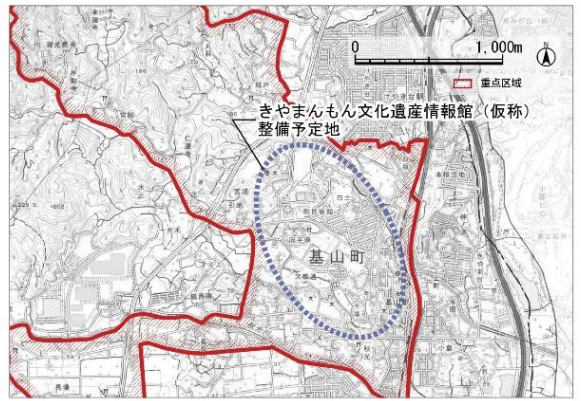
平成31年1月に認定を受け、令和7年3月31日までに毎年度軽微な変更も含め計画変更を行ってきた。

令和7年3月変更時点で、右の内容を記載している。

■令和6年12月変更により、当初計画では基山総合公園北西側での建設を考慮していたが、国内外からの観光客が増加している大興善寺や学校連携などを視野に入れ、右図の範囲での広域的な検討を行うこととしている。

【歴史的風致】

「歴史まちづくり法」第1条に定める、①地域におけるその固有の歴史、②伝統を反映した人々の活動、③その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことを指す。

事業の名称	③きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備事業
事業主体	基山町
事業手法 （国の支援事業の名称等）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）・町単独費
事業期間	令和6年度～令和10年度
事業の位置	 図 事業地
事業の概要	特別史跡基肆城跡のみならず、大興善寺、長崎街道をはじめとする基山町内の多様な歴史と文化を情報発信し、かつ町域で活動する関係団体の活動拠点とする施設を整備することで、情報共有を図り広がりのあるまちづくり活動へと結び付けていく。また、本施設を維持向上すべき歴史的風致の多世代交流ならびに増加しつつある国内外からの観光客が気軽に立ち寄り基山の歴史や文化等の情報が得られる施設とする。   図 整備イメージ（資料：基肆城跡保存整備基本計画）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	基山町に関わる多様な文化遺産情報の集積を図り、関係する民間団体の情報共有、集いの場として活用できる施設を整備することで、歴史的なまちづくりを行う諸団体の連携強化、担い手育成の場、さらにはこれら多様な活動やその成果の観光資源化を図り住民はもとより来訪者向けの情報発信施設として整備することによって歴史的風致全般の維持向上に資する。

『基山町歴史的風致維持向上計画』より

（２） 基山地区街なみ環境整備事業整備方針・事業計画

平成 31 年 1 月に認定を受けた「向上計画」について、令和元年度に策定した実施計画的役割を担う計画で、以下の内容を記している。

（２）生活環境施設

生活環境施設として、きやまんもん文化遺産情報館（仮称）に関する整備の方針を定める。

1）きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備（整備事業②きやまんもん文化遺産情報館（仮称）整備事業に該当）

町民が参加し歴史的風致の維持向上に寄与する各種団体の活動拠点となる多世代交流施設であり、本町を訪ねる来訪者も受け入れ歴史的風致の情報発信にも貢献する施設としてふさわしい導入機能を備えた施設として整備する。

導入機能は、本町の歴史的風致に関わる町民団体の集会や活動報告会を行える交流・集会機能及びまち歩きや山登り等の情報を知ることができるガイダンス機能、伝統芸能の継承に関わる行事など歴史文化に関する様々な体験ができる機能などを想定する。

施設の構成は、上記の導入機能に対応するため、多目的室、事務室、トイレ、倉庫等を備えた施設として整備する。

運営にあたっては、郷土資料コーナーがあり収蔵品の一部が公開されている「基山町立図書館」との役割分担と連携を図る。

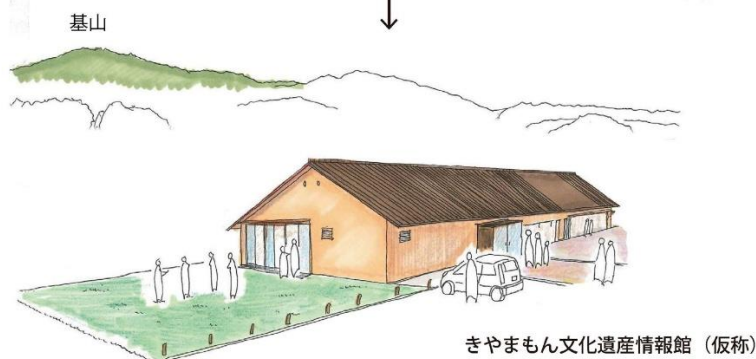
■導入機能のイメージ



■施設の構成イメージ

多目的室 事務室 トイレ 倉庫 等

■整備イメージ



導入機能、施設の構成、整備のイメージ

『基山地区街なみ環境整備事業整備方針・事業計画』より

【歴史文化】

当該市町村に固有の歴史や文化にまつわる 地域的な特性

『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針
(令和7年3月文化庁)』より

(3) 「社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）」の交付要件

次に、補助金の交付要件として以下の内容が記されている。

【交付の目的】

- ・集会所その他地区住民の街なみ形成のための活動支援
- ・地区の景観形成のため設置する非営利的施設※
- ・街なみ環境整備促進区域の住民が主として利用するもの

※地区住民の街なみ形成活動の一環として、観光・交流等の拠点として活用できるとともに、地元産の農作物等の販売や、お祭り時の飲食販売等に施設を活用することは可能。

【交付額】

- ・施設整備に要する費用（用地の取得、施設整備及びこれにより通常生ずる損失の補填に要する費用）の2分の1が交付額

【街なみ環境整備促進区域】

- ・事業主体が街なみ環境整備方針において定める土地の区域
- ・面積が1ha以上
- ・景観形成に関する要件（歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部を含むこと）

第2章 基本方針

(1) ガイダンスセンターの基本方針

前章で確認した内容を整理すると以下のように整理できる。

- 1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信・ガイダンス施設
- 2) まちづくり関係団体が集うネットワークの形成・多世代交流施設
- 3) 基山の歴史文化について体験などを通じて多世代に伝える施設

以上の整理に基づき、ガイダンスセンターの基本方針を検討する。

1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信・ガイダンス施設

基山の歴史文化、街なみ形成の歴史や基山の特産品や観光施設に関する情報発信を行うとともに、史跡や名所など観光施設への利便性の高い施設であることも求められる。また、「向上計画」で行う様々な基幹事業・効果促進事業についての成果を広報する役割も担うことが望まれる。

2) まちづくり関係団体が集うネットワークの形成・多世代交流施設

町内のまちづくり関係団体は、ガイダンスセンターの施設運用面で増加していくことは十分考えられるが、現在のところ『基山町歴史的風致維持向上計画』に記された以下の団体があり、これらの団体が集え、活動できる拠点としての施設が望まれる。

【まちづくり関係団体（結成年代順） 10 団体】（以下「関係団体」とする）

- ・基山町民俗芸能保存会
- ・基肄山歩会
- ・特定非営利活動法人かいろう基山
- ・特定非営利活動法人 基山の歴史と文化を語り継ぐ会
- ・きやま創作劇実行委員会
- ・基山町文化遺産ガイドボランティア
- ・基肄かたろう会
- ・きざんの守り人
- ・木山口町まちづくり協議会
- ・手をつなごう図書館の会

3) 基山の歴史文化について体験などを通じて多世代に伝える施設

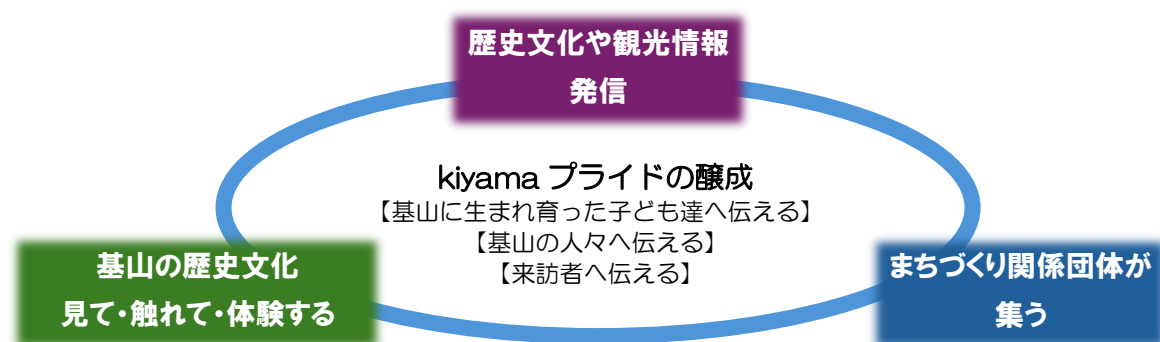
近年の国内外の観光手法として体験型の観光が主流となりつつあることから、基山の歴史文化について見るだけでなく、触れ、あるいは体験ができるとともに、体験するための人材を配置するこ

とで多世代交流の施設とすることが望まれ、来訪者との多世代交流のみならず、基山町に住む子ども達との交流も、基山の歴史文化を育てる上で重要な要素である。

以上を踏まえ、ガイドンスセンターの基本方針を以下のように考える。

【基本方針】

- 1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設
- 2) まちづくり関係団体が集う多世代交流施設
- 3) 基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設



第3章 施設の規模

(1) 基本方針を踏まえた施設

前章で検討した「基本方針」を踏まえ、どのような施設・空間が必要になるのか検討する。

【基本方針】

- 1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設
- 2) まちづくり関係団体が集う多世代交流施設
- 3) 基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設

基本方針1)については、基山町の歴史文化や観光に関する総合的かつ詳細に伝える施設が町内にはないことから、情報発信する拠点として「ガイダンスセンター」の設置が必要である。

基本方針2)については、まちづくり関係団体が集い、彼らが企画するイベントを通して基山町の歴史文化に触れる多世代交流であることから、関係団体が集う空間を有しつつ、関係団体が企画する多世代交流イベントなどを行える空間の確保が求められる。

基本方針3)については、基山町の歴史文化を伝えるとともに多世代の人々に様々な体験を通して伝えていく施設をつくることになる。

「見て」「触れて」「体験」を通してということになるが、「見て」については、原資料や写真パネルなど、展示行為を通して伝えることが効果的である。

「触れて」「体験」については、触れさせることのできる資料は原資料ないしは複製資料に触れさせることを指し、体験をさせることについてはインストラクターなど来訪者への体験手法を伝えとともに、その体験が持つ基山町の歴史文化への位置づけを伝える行為がイメージできる。これら3つの行為について、充足できる空間設定が必要となる。

(2) 関係施設の事例

ここでは、必要な諸事項（施設内部屋面積、敷地面積）を検討する上で、近隣の自治体が設置している既存施設が持つ情報を確認しておく。

自治体	施設名	部屋名称・外構施設名	面積【㎡】
八女市	横町町家交流館 【441.4 ㎡】	展示空間	48.4 ㎡
		交流・会議空間（ミーティングスペース）	37.7 ㎡
		情報空間（ライブラリー）	39.6 ㎡
		事務空間	18.6 ㎡
		便益空間（トイレ）	30.7 ㎡
		交流・体験・イベント空間	119.0 ㎡

		その他（売店・中庭など）	147.2 m ²
		駐車場	八女伝統工芸館等利用
太宰府市	水城館 【95.3 m ² 】	展示空間	31.6 m ²
		休憩空間	10.5 m ²
		事務空間（管理空間）	6.7 m ²
		便益空間（トイレなど）	25.2 m ²
		その他、通路・倉庫など	21.3 m ²
		駐車場	水城跡多目的広場利用
佐賀市	肥前国庁跡資料館 【305.2 m ² 】	展示空間	103.7 m ²
		体験学習空間	34.6 m ²
		事務空間	11.5 m ²
		便益空間（トイレなど）	17.2 m ²
		控室・倉庫・半屋外体験室	138.2 m ²
		駐車場	5 台

（３）来館者数の見込み

前項で参考とした他自治体の類似施設の入館者数は、以下の表のとおり。

●他自治体の類似施設入館者数【単位：人】

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
八女市横町町家交流館	17,421	20,495	20,784
太宰府市水城館	9,989	8,357	8,678
佐賀市 肥前国庁跡資料館	2,222	2,348	2,631

他自治体の既存施設の入館者数をみると、おおむね２，０００人から２０，０００人前後の方々が来館していることが分かる。いずれの施設も、単独の資料館という性格よりは、施設が附帯している八女福島伝統的建造物群保存地区（八女市横町町家交流館）、特別史跡水城跡（太宰府市水城館）や史跡肥前国庁跡（佐賀市肥前国庁跡）を解説する文字通りガイダンスセンター的な機能を有しており、本構想で検討しているガイダンスセンターと類似した施設であるといえる。加えて、年間２，０００万人を数える観光客が訪れる佐賀市※１，７００万人を超える太宰府市※２と２００万人弱が訪れる八女市※３にあって、観光客入込客数とは必ずしも正比例していないことが分かる。

上記を踏まえ、本構想での来館者数の見込みを、１０，０００人以上と想定しておく。

※１ 佐賀県地域交流部文化・観光局観光課『令和５年（２０２３年）佐賀県観光デジタル人流分析（年報）』p8より

※２ 太宰府市の概要（令和４年度分）

※３ 八女市デジタル田園都市国家構想事業効果検証シート（令和５年度分）

(4) 施設の規模

前項(2) 関係施設の事例にて確認した関係施設の各部屋の面積並びに駐車場の規模について検討する。最も本構想に合致する施設として、太宰府市の水城館並びに八女市横町町家交流館の規模を参考にしつつ、基本方針1)～3)に必要な部屋並びに規模について検討する。

●基本方針に沿った部屋

基本方針1) ①基山町の歴史文化ならびに観光情報発信空間（以下「情報発信空間」とする）

基本方針2) ②まちづくり関係団体交流空間 ③まちづくり関係団体イベント空間

基本方針3) ④展示空間 ⑤体験空間

ただし、各方針に沿った空間を個別に設定するのではなく、費用対効果を考え合わせ、その時々での活用方法に合わせて適宜併用も考慮した空間設定を行う。

【共存可能と考えられる空間】

①「情報発信空間」と②「まちづくり関係団体交流空間」

③「まちづくり関係団体イベント空間」と ⑤「体験空間」

なお、④の「展示空間」も、活用時間帯や展示内容によっては他の空間との共存も考慮できる。

●施設内の各部屋の面積

①情報発信空間

来訪者にとって気軽に立ち寄れる環境づくりが望まれるとともに、町内の文化遺産・文化財ならびに観光資源に関する情報に触れることができる素材の選択と解説が必要となる。

町内の関連施設の中では、町立図書館・まちなか公民館が当該情報を伝える施設ではあるが、両施設にはない取組が望まれる。例えば、まちづくり関係団体と連携し、館内案内はもとより野外の文化遺産・文化財・観光資源のガイドなど、人を介した解説が町内の関連施設で取組まれていないことを考えると、差異を出すためにも有効な手法と考えられる。

②まちづくり関係団体交流空間

まちづくり関係団体単体での会議や相互交流の場としての集いの場となり、人々の会話が交わされることになるので、展示空間と併設する場合は観覧環境に十分配慮する必要がある。

③まちづくり関係団体イベント空間

イベント空間という性格を考慮すると、一定の広がりが必要になることになる。ただし、常時、この「一定空間」を確保することは、施設活用面から無駄が生じることになるため、イベント時に臨時的に「一定空間」の広がり確保でき、移動可能な配置にすることが望まれる。

④展示空間

展示ケースなどの施設については、個別面積とする必要があるが、展示物を見学する閲覧空間は、後述する各空間との一体的な利用が考えられるため、併用が望まれる。

⑤体験空間

展示空間と体験空間の併設は、多くの博物館、美術館、資料館の観覧環境において静かな環境での観覧が望まれることから、利用については展示内容に合わせた体験である場合を除き、配慮が必要である。

基本方針に沿った上記5つの取組を行える空間の確保が必要となるが、常置すべき空間と臨時的な空間があり、人を介した解説を行うための待機空間が求められるが、そのための空間設定を求めることは限られた空間の中では限りがある。

一方で、ガイダンスセンターの基本方針を考慮すると、この人を介した解説を実施するためには、日々変化する町内の観光資源（見て・食べて・買う）の情報を取得し、来訪者に伝えとともに外国人に対応する多言語解説ができる観光ガイドの育成も望まれる。そのためにも、リアルな商工観光情報の提供体制も求められる。

●敷地面積

敷地面積は、建物本体、一般駐車場、多目的駐車場、アプローチが想定される。

一般駐車場ならびに多目的駐車場については、昨今の基山町への来訪者の動向をみると、公共交通機関を使った来訪者も見られるが、自家用車等での来訪者も多いことから駐車場の整備を考慮する必要がある。

アプローチ空間は、駐車空間から建物・玄関口までの通路確保することになるが、建物内設備・駐車場も含めバリアフリー化に留意し必要な面積を確保する。

上記で示した建物の内の各空間及び敷地内の利用を類似施設で該当する、横町町家交流館などを参考に面積を当てはめると、下の表のとおりとなる。

■建物内想定空間面積

	各室	想定される面積	備考
建物	①情報発信空間	38.0 m ²	基本方針1) に対応する部屋
	②まちづくり関係団体交流空間	40.0 m ²	基本方針2) に対応する部屋
	③まちづくり関係団体イベント空間		
	④展示空間	48.0 m ²	基本方針3) に対応する部屋
	⑤体験空間		
	便益空間	25.0 m ²	男女トイレ、多目的トイレ
	事務空間	7.0 m ²	
	合 計	158.0 m ²	

※施設の最大同時利用人数は40人ほどで想定

■敷地想定面積

	用途	想定される面積	備考
敷地	建物本体	193.0 m ²	建物本体 : 158 m ² 北・西・南面の軒の出 : 12 m ² 東面の軒の出 : 14 m ² エントランス : 9 m ²
	多目的駐車場	20.0 m ²	1台
	一般車両駐車場	75.0 m ²	5台 ※国土交通省指針 15 m ² /台
	アプローチ他	32.0 m ²	
	合 計	320.0 m ²	

第4章 施設の内容の検討

前章までの検討を踏まえ、ここではガイダンスセンター内の施設内容について検討を行う。なお、基本構想であることから、施設内の詳細な設備配置などについては実施設計にて検討を行っていく必要がある。

(1) 施設内容

基本方針に沿って、施設内容の基本的な考え方は、以下のものとして考えることができる。

●基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設（以下【情報発信施設】とする）

- ・【情報発信施設】は、前章で整理した①「情報発信空間」が該当する。
- ・基山の歴史文化、観光情報を広く知するための解説・ガイド設備の配置
- ・基山の歴史文化、観光情報に関する問い合わせに対する情報発信体制がとれる施設

●まちづくり関係団体が集う多世代交流施設（以下【多世代が集う施設】とする）

- ・【多世代が集う施設】は、前章で整理した②まちづくり関係団体交流空間、③まちづくり関係団体イベント空間が該当する。
- ・文化遺産ガイドボランティアなど、町内の文化遺産をガイドする団体が集える施設
- ・壁を多用した固定的な空間配置ではなく、移動可能な開放的な空間とし、多様な団体が集い活用できる間取りとする。
- ・関係団体が集うための誘因となる素材を施設内に配置する。例えば、基山の歴史文化を学ぶ各種資料や、気軽に集うための便益設備などを配置する。

●基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設（以下【多世代に伝える施設】とする）

- ・【多世代に伝える施設】は、前章で整理した④展示空間、⑤体験空間が該当する。
- ・基山の歴史文化について町史編さんの際収集した各種資料、また現在も住民から調査依頼がある住民所有の古文書や民具調査の成果などの公開を行うとともに、前作業としての情報収集、調査作業を行う（以下「基山の歴史文化を学ぶ各種資料」とする）。
- ・ガイダンスセンターを訪れる住民、来訪者に対して、見て・触れて・体験できる空間とする。
- ・小中学生の体験学習空間として活用する。

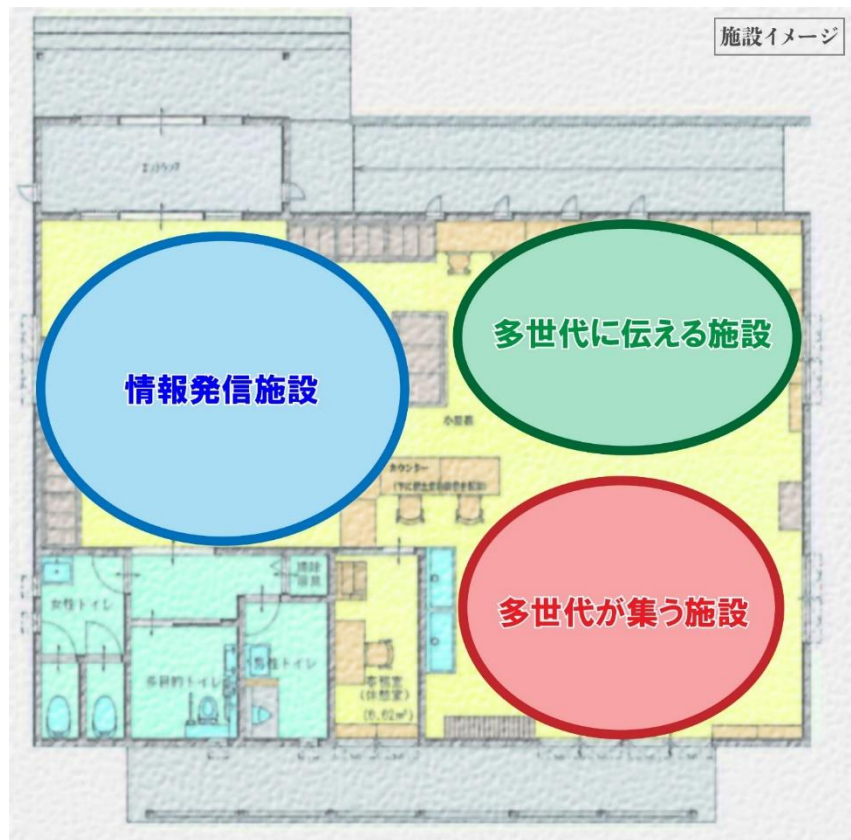
（２）施設の具体的な設備

基本的な考え方に沿って、大きく３つの空間ならびに便益空間の４つに区分するが、便益空間を除き他の３つの空間については、壁などで隔てることなく開放的に見通せ、かつ相互活用できる空間づくりを行うことが効果的である。

【多世代に伝える施設】と【多世代が集う施設】【情報発信施設】には、施設管理空間と来訪者共用空間との差異があるため、仕切りを設定するが、閉鎖的な仕切りではなくカウンターを用いた動線遮断にとどめ、開放的な空間形成につとめることとする、なおカウンター下の空間を活用し、来訪者共用空間側は街なみ形成を知ることができる諸資料を配架し、施設管理空間である 【多世代に伝える】側には、必要な事務書類を配架する施設とする。

【多世代が集う施設】【情報発信施設】については、来訪者共用空間とし、資料閲覧としてのテーブル・椅子（以下「休憩設備」とする）を配置するが、必要に応じてこれらの休憩設備は移動可能な施設とし、空間全体を活用した各種講座や活動に供することができる空間とする。

右にこれを考慮した施設内配置をイメージした図を示す。



第5章 建設地の検討

（１）前提条件の整理

補助金の主目的である街なみ環境整備事業における「生活環境施設」の目的を遂行し、かつ施設目的を考慮し適切な立地を選択する。

施設建設地を検討するにあたっての前提条件として、以下のものがある。

- A. 費用対効果が見込める場所
- B. 基本方針に沿った場所

A. 費用対効果が見込める場所

費用対効果は、その時々によって変化するため、その都度再検討を行っていく必要がある課題であるが、Bの基本方針に沿うことも効果を考える上で重要な要素である。ここでは、建設にあたっての費用について検討する。

建設にあたって用地、既存インフラ施設（上下水道、電気など）の関係、周辺施設との関係などを考慮していく必要がある。

B. 基本方針に沿った場所

3つの基本方針に沿った場所の選地が求められる。

- 1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設
- 2) まちづくり関係団体が集う多世代交流施設
- 3) 基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設

1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設

2)と3)が住民目線であるのに対し、1)は来訪者の視点に立った選地項目である。

基山町に来訪される方々にとって訪れやすくかつ、町内の史跡名所へ移動しやすい場を選地しておく必要がある。

- 主要幹線道路、鉄道が近いこと。
- 駅や公共交通機関のバス停などから徒歩で移動できる場所であること。
- 町内の史跡名所（特別史跡基肆城跡・大興善寺・長崎街道など）への移動が容易であり、かつ経路説明がしやすいこと。

2) まちづくり関係団体が集う多世代交流施設

関係するまちづくり団体は、前項にて記した 10 団体がある。

団体構成員個々が集いやすい場所の選定が望まれる。

集いやすさには、

- 町内どこからでも通いやすい町の中心部に位置し、徒歩でも行けるような市街地にあること。
- 公共交通機関の利便性のほかに、単に「箱物」ではなく関係団体が行きたくなる誘因があるようなガイダンスセンター内の施設内容も考慮しておく必要がある。

3) 基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設

基山町内には、子ども達に関わる施設には、以下のものがある。

- 【保育所】基山保育園、たんぽぽこども園、基山バディ認定こども園、ちびはる認定こども園、ちびはる保育園、Chibiharu ZERO-TWO、基山 B-Baby 保育園、ちびはる基山園プラス
- 【幼稚園】見真幼稚園、たんぽぽこども園、基山バディ認定こども園、ちびはる認定こども園
- 【小学校】基山小学校、若基小学校
- 【中学校】基山中学校、東明館中学校
- 【高等学校】東明館高等学校、さくら国際高等学校基山キャンパス

これらの中で、基山町の歴史文化を伝える世代を限定することは困難であるが、『令和 6 年度基山町教育プラン』に記載する郷土教育が展開される年代を考慮すると小学生以上を対象とすることがふさわしい。その中で、さらに基山町に住み成長する子ども達を考慮すると、就学する子ども達から基山町立基山小学校、若基小学校ならびに基山中学校に、多くの町民が就学しており、郷土愛の醸成、kiyama プライドの醸成を第一義的に考慮すべき子ども達と考えることができる。

一方で、町外からの就学生が多くを占めるものの東明館中学校・高等学校も、基山（キザン）を対象とした野外教育を展開しており、基山町という枠組みで考えた場合、基本方針 1）に沿った対象として考えておく必要がある。

(2) 検討

以上を踏まえた上で、検討する要素を以下の 13 点で考える。

【検討要素】

- ①交通の利便性 ②他の文化遺産とのアクセス ③既存施設との相乗効果
- ④情報発信 ⑤関係団体との活動拠点となり得るか ⑥多世代交流施設としての活用
- ⑦担い手育成 ⑧候補地の環境 ⑨注目性、目に留まりやすさ
- ⑩災害への対応 ⑪道路接続 ⑫建築面積が確保できるか ⑬コスト面（建設費を除く）

『ガイダンスセンター整備基本調査（以下「基本調査」とする。）』では、以下の3箇所において検討を行っている。まずは、3箇所の概要について確認を行う。

各建設候補地の概要									
① 総合公園第3駐車場									
項 目		内 容					現 況		
所在地		基山町大字小倉1224							
敷地面積		4,300.00㎡							
用途地域		市街化区域 第一種中高層住居専用地域							
指定建ぺい率		60%							
指定容積率		200%							
高さ規定		なし							
前面道路		向平原・城戸線 幅員13m							
上水道整備状況		前面道路まで							
下水道整備状況		約200m南まで（総合公園トイレまで）							
公共交通アクセス		JR基山駅より1.9km（車で5分程度）							
現状		町所有地（総合公園第3駐車場）							
② 中央公園									
項 目		内 容					現 況		
所在地		基山町大字宮浦63							
敷地面積		11,000㎡							
用途地域		市街化区域 第一種中高層住居専用地域							
指定建ぺい率		60%							
指定容積率		200%							
高さ規定		なし							
前面道路		南側 県道基山・平等寺筑紫野線 幅員16m 北側 町道箱町・麦尾線 幅員10m							
上水道整備状況		前面道路まで							
下水道整備状況		前面道路まで							
公共交通アクセス		JR基山駅より700m（徒歩10分程度）							
現状		町所有地（中央公園）							
③ 基山駅前									
項 目		内 容					現 況		
所在地		基山町宮浦221-3							
敷地面積		131.00㎡							
用途地域		市街化区域 近隣商業地域							
指定建ぺい率		80%							
指定容積率		200%							
高さ規定		なし							
前面道路		西側 箱町・上町線 幅員4m							
上水道整備状況		前面道路まで							
下水道整備状況		前面道路まで							
公共交通アクセス		JR基山駅そば							
現状		町有地（基山駅前自転車駐車場）							

各建設候補地の検討比較表

【評価基準】3段階で評価：1.劣る 2.普通 3.優れている

評価項目		配点	①	②	③
			総合公園第3駐車場	中央公園	基山駅前
A	交通の利便性 (駅及び主要幹線道路からのアクセス)	3	2	3	3
			JR基山駅より約1.9 k m 国道3号線より約2.1 k m 県道17号線より約1.0 k m	JR基山駅より約0.6 k m 国道3号線より約0.6 k m 県道17号線より約1.5 k m	JR基山駅より約50m 3号線から約0.6 k m
B	基肄城跡、基肄城水門跡、大興善寺等までのアクセス	3	2	2	3
			水門跡へは近いが、長崎街道へはやや遠い。	町の中央に位置し、どの歴史文化関連施設へも行きやすい。	タクシー、レンタサイクル等を使った移動ができ、どの歴史文化施設へも行きやすい。
C	当施設による利便性向上 (周辺との相乗効果等)	3	2	3	3
			総合公園との相乗効果が期待できる。	公園に位置する図書館との相乗効果で、文化交流拠点としての利便性が向上し、公園で遊ぶ子供等が楽しく学ぶ施設が増えることで、公園の魅力向上につながる	商店街と連携することで観光情報発信や特産物のPRなどの相乗効果が期待できる。
D	基山の歴史と文化の情報発信	3	2	3	3
			総合公園を運動やスポーツ大会で利用する方への情報発信が可能だが、スポーツ大会等目的が異なる参加者の利用には工夫が必要	年間を通して利用者の多い公園や学びの拠点である図書館の利用者への情報発信に加え、図書館の郷土資料コーナーと連携した情報発信と学びの向上が期待できる。	年間を通して利用者の多い基山駅利用者や商店街への情報発信が期待できる
E	町域で活動する関係団体の活動拠点	3	2	3	1
			役場や総合公園が近くにあり、集まりやすい。一方で、周辺に歴史文化に結び付く関連施設がない。	町の中心部にあるため、集まりやすい。 土日祝日に開館している図書館との連携も取りやすく、歴史文化を学ぶ環境が整っている。	駐車場の確保が難しく、集まりにくい。
F	多世代交流施設としての活用	3	2	3	2
			総合公園を利用する方との多世代交流は可能だが、スポーツ大会等の利用者には、情報発信だけでなく、入館いただく取り組みも必要	既に多世代交流の拠点となっている公園や図書館と隣接するため、更なる多世代交流が期待でき、基山小中とも近接しているため、恒常的な多世代交流が期待できる	駅及び商店街を利用する方との多世代交流は可能だが、情報発信だけでなく、入館いただく取り組みも必要
G	担い手育成	3	2	3	1
			東明館学園と隣接しており、生徒に関する担い手育成が可能。 一方で地域に根ざした活動の継続に課題がある。	基山小中とも隣接しているため、恒常的な多世代交流に加え、関係団体の活動への小中学生等の参加が期待できるため、担い手育成へとつながっていく。	関係する団体が近くない。商店街と連携した担い手育成につなげて行く活動が必要である。

【評価基準】3段階で評価：1.劣る 2.普通 3.優れている

H	候補地の環境	3	3	2	2
			周辺との影響はない	住宅地の中にあり、合意形成が必要になるが、公園や図書館との相乗効果が期待できる。	商店街の中にあり、合意形成が必要になるが、商店街や駅との相乗効果が期待できる。
I	注目性 目に留まりやすさ	3	2	3	3
			東明館学園や総合公園利用者の目に留まりやすい。	公園及び図書館利用者や小中学校を中心に町内外の方の目に留まりやすい。	駅及び商店街利用者を中心に町内外の方の目に留まりやすい。
J	災害へ対しての必要対策	3	3	2	3
			ハザードマップにおいて、浸水の影響は想定していない。	ハザードマップにおいて、中央公園（図書館）は、0～0.5m未満の浸水が想定されるため建築の際は基礎高を考慮する必要がある。	ハザードマップにおいて、浸水の影響は想定していない。
K	道路接続状況	3	3	3	1
			東側 町道 幅員13m	南側 県道 幅員 16m 北側 町道 幅員 10m	西側 町道 幅員 4m
L	建築面積が確保できる 敷地状況があるか	3	3	2	1
			確保可能。	建設面積の確保は、条例改正が必要。	建築面積が限られるので、新たな用地買収が必要。
M	コスト面 (当施設建設費を除く)	3	2	2	1
			平屋で建築可能 浄化槽の設置が必要	平屋で建築可能 場所によっては、造成工事や駐車場の確保が必要	2階建て駐輪場の建て替えが必要で、3～4階建てにし、EVの設置も必要
評価合計点		39	30	34	27

建設候補地 総評

		①	②	③
		総合公園第3駐車場	中央公園	基山駅前
評価合計点	39	30	34	27
総 評		○	◎	△

検討、比較によると②中央公園が適していると言える。

①総合公園第3駐車場へは車かコミュニティバスでのアクセスになるかと思うが、現状バス本数は少なく施設活用のためには便数を増やすなどの対策が必要となる。

②中央公園は、地盤高・基礎高を考慮することで、浸水対策も可能。駅からも近く、小中学校からも近いので、多世代交流としても良いと言える。

『ガイダンスセンター整備基本調査（令和7年3月）』より

令和6年度に実施した「基本調査」の結果、3箇所のうち②中央公園内での建設が最も適していると判断された。

（３）場所の選定

建設場所を中央公園とする場合に検討すべき点があり、以下に検討を行う。

１）中央公園内の既存施設利用者への利便性向上

ガイダンスセンターの建設地を中央公園とした場合、既存の中央公園ならびに町立図書館との相乗効果を高める施設でなければならない。

今一度、本構想の基本方針に立ち返り、ガイダンスセンターの目指す施設像を確認する。

- １）基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設
 - ２）まちづくり関係団体が集う多世代交流施設
 - ３）基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設

また、第４章（施設の内容の検討）で記してきたように、施設の内容は【情報発信施設】【多世代が集う施設】【多世代に伝える施設】の３つの要素を備えた施設を整えることになる。具体的な施設の設備については、実施設計の中で詳細検討を加えていくことになるが、中央公園ならびに図書館との相乗効果、言い換えると両施設に対し多くの町民が求めている機能を整理することで、方向性を確認しておく。

■中央公園が有する課題

- ・屋外環境が有する雨天、夏（熱中症）・冬などの気候への対応
- ・トイレなどの便益空間への対応
- ・飲食を伴う休憩、寛ぎ空間への対応

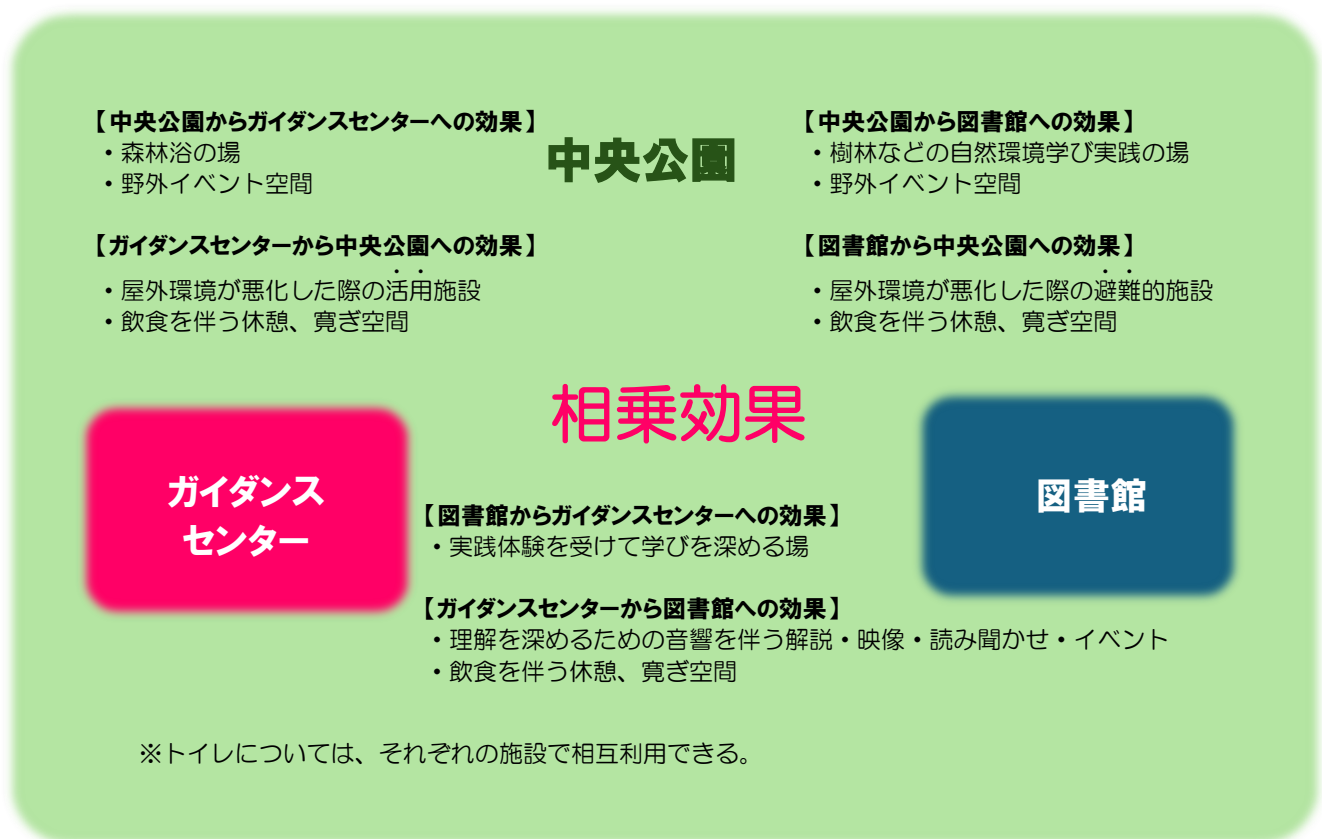
■図書館が有する課題

- ・音響を伴う取組や映像投影への対応
- ・展示空間が図書空間内に併設されていることから、理解を深めるための展示物を前にした解説や質疑応答への対応
- ・飲食を伴う休憩、寛ぎ空間への対応

ガイダンスセンターは、これら既存の施設が持つ課題を改善した施設を建設することで、それぞれが持つ利点を生かし、お互いに補い合うことで相乗効果が生まれることが期待できる。

■ガイダンスセンターに求められる機能

- 公園利用者が、雨天や気温変化など屋外環境が悪化した場合に対応できる空間
- 飲食などができる休憩、寛ぎの空間
- 音響を伴う取組や映像投影ができる空間
- トイレなどの便益環境の整備



2) 必要となる附帯施設

必要となる附帯施設は、駐車空間やイベント空間など既存施設での市民の利用状況、イベント時の利用状況などを考慮しつつ必要となる敷地面積を考えていく必要がある。

特に駐車空間は、中央公園内に建設する場合、中央公園利用者、図書館利用者を考慮した適切な空間を確保しておく必要がある。

● 駐車空間

駐車空間は、現状で中央公園遊具側で 5 台、図書館側で 40 台が確保されており、中央公園内にある駐車空間は合わせて 45 台が整備されている。

●町立図書館入館者数【単位：人】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
入館者数 【年間】	138,639	159,737	164,798	154,391
開館日数	295	305	303	301
来館者数 【1日平均】	469	523	543	511
来館者数 【1時間平均】	52	58	60	56

現状分析

図書館：1日平均約500人が利用。コロナ禍以降、やや増加傾向。

中央公園：一年を通して利用されており、特に平日の夕方や休日には多くの方が利用されている。

駐車場：図書館側の駐車場は通常40台で充足しているが、土日に各種イベントやツアー等が企画されてバスが来る場合などは、隣接する学校の駐車場も活用している。

中央公園の利用者も多いが、通常は遊具側駐車場5台で対応し、休日等の利用者が多くなる時は公園内の通路部分を活用している。

整備計画

多目的スペースとして利用できる駐車場を含め、合計6台分程度を整備する。

第6章 スケジュール

今後のスケジュールを以下に整理する。

ただし、関係機関との調整や充当補助金の交付率などから、スケジュールの見直しを考慮しつつ進めていくことになる。

(1) スケジュール

なお、令和8年度に『ガイダンスセンター建設実施設計』を策定する際に、詳細なスケジュールの調整は生じてくることも想定される。ここでは、現時点でのおおまかなスケジュールとして記載しておく。

	R07	R08			R09			R10		
		前期	中期	後期	前期	中期	後期	前期	中期	後期
基本構想	●									
実施設計		←→								
施工監理等委託					●					
造成工事					←→					
建築工事						←→				
施設内工事							←→			
展示物作成							←→			
展示									●	
関係条例整備							●			
開館									開館	

(2) 検討する課題

・施設の管理・運営

ガイダンスセンターの管理・運営については、町の直営で運営するか委託による運営とするかなどについて検討が必要である。

・施設の開館日・開館時間

ガイダンスセンターの開館日及び開館時間については、近隣の状況等を考慮した検討が必要である。

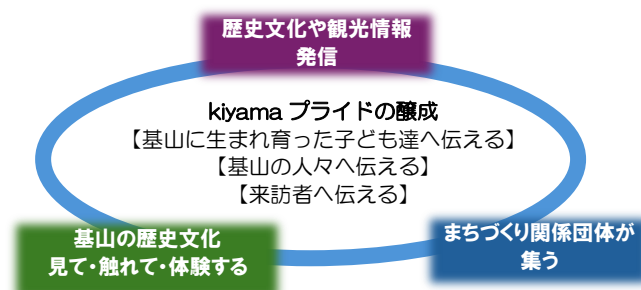
第7章 まとめ

(1) 施設のコンセプト

本構想で検討し提起した3つの方針が、施設コンセプトであり施設の目的にあたる。

【基本方針】

- 1) 基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設
- 2) まちづくり関係団体が集う多世代交流施設
- 3) 基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設



(2) 建設地

これまでの検討に加え、関係団体及び隣接地権者との意見交換をした結果、ガイダンスセンター建設地は、中央公園とし、場所については公園利用者及び図書館利用者の利用形態に支障がなく、かつ相乗効果が期待できる中央公園北西（図書館玄関正面）を候補地と考える。

今後は、第3章（施設の規模）での検討を踏まえ、施設内に設置する各種設備や管理方法について詳細に進めていくこととする。

(3) 中央公園内に建設することの相乗効果

建設地は、中央公園北西の緑地帯に、敷地規模は320㎡、建物規模は158㎡で建設する方針が確認された。

ガイダンスセンターは、多くの人が交流する施設としての機能を有することから、中央公園利用者が休憩することのできる場所を提供することができ、トイレを設置することで、中央公園利用者のトイレの不足感も払しょくすることができるとともに、室内設置のトイレということもあり安心して利用できるという利便性を高めることにもつながる。

駐車空間については、現在の駐車場を減らすことなくガイダンスセンター建設にともなって整備する駐車場を増やすことで、中央公園・図書館利用者にとって駐車場が不足するといった点の改善につながる。

また、図書館とガイダンスセンターの休館日を調整することで、中央公園利用者の利便性向上につなげることができる。

夏・冬の厳しい気候や雨天時の中央公園利用者もガイダンスセンターを利用することで、野外で遊ぶだけでなく、室内での遊びや学び・体験ができ、中央公園全体が気候・天候に左右されことなく遊び、学び、憩いの場として提供できる。

図書館との関係については、郷土資料コーナーで行えない展示解説がガイダンスセンターでは可能となり、静かな空間を求める図書館利用者と展示解説・質疑によって学びを深めたい展示観覧者とのすみ分けが可能となる。また音響を使った映像展示もガイダンスセンターでできることで郷土

資料コーナー展示観覧者にとっても学びを深めることにつながる。一方で、ガイダンスセンターで見て・体験する学びを深める場所として図書館郷土資料コーナーに配架されている図書資料があり、中央公園内に併存することで相互に効果を高めることができる。

中央公園内にガイダンスセンターを建設することの相乗効果を見込めることが確認できた。一方で、中央公園内に新たに施設を建設するには基山町都市公園条例を改正する必要がある、関係課・機関との協議を行いつつ慎重に進めていく。

